第四十四条の表第二百四十三条の二第一項の項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改め、同表第二百四十三条の二第三項及び第四項の項中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

第四十四条の表第二百四十三条の二第八項の項を次のように改める。

第二百四十三条の二の二第八項	監査委員が	合併市町村の監査委員が
	議会の	合併特例区協議会の
	得て	得た上で、合併市町村の議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けて
	あらかじめ監査委員	合併特例区の長は、あらかじめ合併市町村の監査委員
	その意見を付けて議会に付議しなければ	当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならないものとし、合併市町村の長は、当該賠償責任の全部又は一部の免除について、合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければ

第四十四条の表第二百四十三条の二第九項の項中「第二百四十三条の二の二第九項」に改める。

第五十条第一項中「第百七十三条の二まで」を「第百七十三条の三まで」に、「第百六十九条の二第一号」を「同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百七十三条の三」に改め、同項の表第百五十六条第一項の項を次のように改める。

第百五十六条第一項第一号	会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等	合併特例区の長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関（以下この条において「合併特例区の長等

第五十条第一項の表第百六十一条第一項の項中「第百六十一条第一項」を「第百六十一条第一項第十五号及び第十七号」に改め、同表第百六十二条及び第百六十三条の項中「第百六十二条及び第百六十三条」を「第百六十二条第六号及び第百六十三条第八号」に改め、同表第百六十四条の項を次のように改める。

第百六十四条	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関

第五十条第一項の表第百六十四条の項の次に次のように加える。

第百六十四条第五号	規則	合併特例区規則

第五十条第一項の表第百六十七条の二第一項、第百六十七条の七第一項及び第百六十七条の十六第一項の項中「第百六十七条の二第一項」を「第百六十七条の二第一項第一号、第三号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同表第百六十九条の二第二号の項を次のように改める。

第百六十九条の二第二号	及び地方独立行政法人	、地方独立行政法人及び普通地方公共団体

第五十条第一項の表第百七十一条の六第一項の項の次に次のように加える。

第百七十三条第一項第一号	次の	同項	市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項
		普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長等	合併特例区の長等（合併特例区の長等
		当該各号に定める	それぞれ次に定める数を乗じて得た
	地方警務官（警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等（普通地方公共団体の長その他地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給された同法第二百三条の二第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、単身赴任手当又は寒冷地手当、手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。）に、次の	合併特例区の長　二